

(第2号様式)

## 旧住宅の明渡し及び仮住居への入居に関する協定書

県営住宅建替事業の施行にあたり、神奈川県住宅営繕事務所長（氏名）（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、現在乙が入居している県営住宅（以下「旧住宅」という。）の明渡しと事業用住宅への入居につき、次のとおり合意に達したため、ここに協定書を締結する。

(旧住宅明渡しの承諾)

第1条 乙は、旧住宅を明渡し、甲の実施する県営住宅建替事業に協力する。

(明渡しの対象)

第2条 この協定による明渡しの対象となる県営住宅は、次のとおりとする。

- (1) 住宅の名称
- (2) 住宅の番号
- (3) 住宅の所在地

(明渡し)

第3条 乙は、その責任において、旧住宅に存する一切の家財その他の動産並びに住宅に添加した工作物及び庭石、竹木その他の物件を除却し、年 月 日までに甲に旧住宅を明渡す。

2 乙は、前項の明渡し完了したときは、遅滞なく甲に「旧（事業用）住宅の明渡しの完了及び残存物件権利放棄（留保）届」（第15号様式）を提出する。

(明渡しの確認及び残存物件の処理)

第4条 前条第2項の届け出があったときは、甲は、乙又は乙の代理人が立会いの上その事実を確認し、残存物件があった場合はその処理を乙に請求できる。

ただし、残存物件につき乙がその権利を留保した場合でも、乙が前段にいう請求を受けてから30日以内に、任意に処理しない場合は、甲はいつでもこれを処分できる。

2 前項の場合において、第三者から不服、異議、その他の申立てがあった場合は、乙の一切の責任と負担において措置する。

(事業用住宅への入居)

第5条 乙が旧住宅を明渡した後、甲は事業用住宅として次の県営住宅等への乙の入居を承認する。

- (1) 住宅の名称
- (2) 住宅の番号
- (3) 住宅の所在地

(事業用住宅の使用期間)

第6条 乙が事業用住宅を使用する期間は、年 月 日から年 月 日までとし、次年度以降の使用に関しては別途「事業用住宅使用の更新に関する協定書」（第3号様式）を締結する。

(移転の補償)

第7条 甲は、事業用住宅への移転に伴う移転補償料として金 円を乙に支払う。

2 甲は、前項の補償金を、乙から請求書（第14号様式）を受理した日から30日以内に神奈川県指定金融機関株式会社横浜銀行県庁支店において乙に支払う。

3 前項の支払いは原則として、前金払いとする。

(事業用住宅の家賃等)

第8条 乙が負担する事業用住宅の家賃は、事業用住宅の家賃と旧住宅の最終家賃のいずれか低い額とする。

(信義則)

第9条 甲乙両者は、信義に従い誠実にこの協定に定める事項を履行する。

(疑義の決定)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して定める。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自がその1通を保有する。

年 月 日

甲 住所

氏名 神奈川県住宅営繕事務所長 (氏名) (印)

乙 住所

氏名 (印)

(第14号様式)

※この様式をベースに適宜、作成すること。

## 請 求 書

年 月 日

神奈川県住宅営繕事務所長 (氏名) 殿

住 所	
入居名義人氏名	

金 \_\_\_\_\_ 円

建替事業実施に伴う

として、上記の金額を請求します。

振 込 先 金 融 機 関	
支 店 名	
口 座 番 号	普通・当座
口座名義人氏名 (カタカナで記入)	

(第 16 号様式)

## 移転先住宅鍵受領書 兼 住宅点検書

年 月 日

神奈川県住宅営繕事務所長 殿

住 宅 名  
住 宅 番 号  
入居名義人

本日、上記住宅の鍵を（本数）本受領しました。なお、入居先住宅室内の点検をしたところ、次のとおりでしたので届け出ます。

- 1 要補修箇所はありませんでした。
- 2 次のとおり、要補修箇所がありました。

番 号	欠 陥 の 内 容
1	
2	
3	
4	
5	

※この様式をベースに適宜、作成すること。

## 県 営 住 宅 入 居 者 決 定 通 知 書

県営住宅への入居を次のとおり決定しましたので通知します。なお、あなたが入居する住宅が借上げに係る公営住宅である場合は、借上げの期間が満了するときは、住宅を明け渡してください。

氏 名 様

住宅の名称

住宅番号

家 賃 円 敷 金 円

入居決定日 年 月 日

(明渡期限 年 月 日)

住宅世帯コード

神奈川県住宅営繕事務所長 団

備考 裏面を必ずお読みください。

- |   |             |   |
|---|-------------|---|
| 1 | 家賃          | 家賃は、神奈川県県営住宅条例（以下「条例」という。）第17条又は第18条の規定により、入居者の世帯の収入等に基づき、毎年度決定されます。  |
| 2 | 収入申告        | 入居者は、条例第19条の規定により、毎年度、知事に対し収入を申告しなければなりません。申告がない場合において、条例第46条の規定による請求を行ったにもかかわらず、入居者がその請求に応じないときは、近傍同種の住宅の家賃を適用します。   |
| 3 | 収入超過者の家賃    | 条例第32条の規定により収入超過者と認定された入居者の家賃は、条例第34条の規定により、収入超過者の収入を勘案し、近傍同種の住宅の家賃以下で知事が算出した額となります。  |
| 4 | 高額所得者の家賃    | 条例第35条の規定により高額所得者と認定された入居者の家賃は、条例第38条の規定により、近傍同種の住宅の家賃となります。  |
| 5 | 住宅の明渡し      | (1) 家賃を3月分以上滞納した場合は、条例第48条の規定により、住宅の明渡しを請求することがあります。<br>(2) 収入超過者に該当する場合は、条例第33条の規定により、住宅を明け渡すよう努力しなければなりません。<br>(3) 高額所得者に該当する場合は、条例第36条の規定により、住宅の明渡しを請求することがありますので、請求前に自主的に明け渡してください。<br>(4) 借上げに係る公営住宅の入居者は、当該公営住宅の借上げの期間の満了時に当該公営住宅を明け渡さなければなりません。この場合において、条例第48条の規定により、住宅の明渡しを請求することがあります。 |
| 6 | 入居指定日       | 入居指定日は、入居手続の完了後指定します。   |
| 7 | 入居の期限       | 入居指定日後15日以内に入居してください。指定期限内に入居することができないときは、直ちに文書により届け出てください。無届で入居しないときは、決定を取り消すことがあります。  |
| 8 | 入居することができる者 | この通知書により入居することができる者は、県営住宅入居申込書記載の者に限ります。  |

第5号様式（第13条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

※この様式をベースに適宜、  
作成すること。

県 営 住 宅 入 居 請 書

令和 年 月 日

神奈川県住宅営繕事務所長殿

住宅の名称

住宅番号

入居決定者 現住所

氏 名 ④

令和 年 月 日付けをもって決定された県営住宅の入居に当たっては、法令及び条例等の規定並びに入居の条件を堅く守ります。

令和 年 月 日

## 緊急連絡先登録届

神奈川県住宅営繕事務所長 殿

団 地 名 \_\_\_\_\_

棟 室 \_\_\_\_\_

ふりがな  
名義人氏名 \_\_\_\_\_

[緊急連絡先] ※同居人ではない者で、出来るだけ親族の方を記入して下さい。

ふりがな  
氏 名 \_\_\_\_\_生 年 月 日 T・S・H・R 年 月 日

名義人との続柄 \_\_\_\_\_

郵便番号 〒 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

自宅電話番号 \_\_\_\_\_

携帯電話番号 \_\_\_\_\_

勤務先名 \_\_\_\_\_

勤務先電話番号 \_\_\_\_\_

(第15号様式)

## 旧住宅明渡しの完了及び残存物件権利放棄（留保）届

年 月 日

神奈川県住宅営繕事務所長（氏名） 殿

住 宅 名 \_\_\_\_\_

住 宅 番 号 \_\_\_\_\_

住居名義人氏名 \_\_\_\_\_

私は、 年 月 日をもって、次に掲げる物件を除き、上記住宅に添加した工作物、竹木、庭石、その他住宅に残した物件の権利を放棄いたします。なお、権利を留保した物件については、自らの責任において早急に処分いたします。

権利を留保した物件	
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	

(第 3 号様式)

※この様式をベースに適宜、作成すること。

## 仮住居使用の更新に関する協定書

県営住宅建替事業の施行にあたり、神奈川県住宅営繕事務所長（氏名）（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、現在乙が入居している事業用住宅使用の更新に関し、次のとおり合意に達したため、ここに協定書を締結する。

（対象事業用住宅）

第 1 条 この協定の対象となる事業用住宅は、次のとおりとする。

- (1) 住宅の名称
- (2) 住宅の番号
- (3) 住宅の所在地

（事業用住宅の使用期間）

第 2 条 乙が事業用住宅を使用する期間は、 年 月 日から 年 月 日までとし、次年度以降の使用に関しては別途「事業用住宅使用の更新に関する協定書」（第 3 号様式）を締結する。

（事業用住宅の家賃等）

第 3 条 乙が負担する事業用住宅の家賃は、事業用住宅の家賃と旧住宅の最終家賃のいずれか低い額とする。

（信義則）

第 4 条 甲乙両者は、信義に従い誠実にこの協定に定める事項を履行する。

（疑義の決定）

第 5 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して定める。

この協定の締結を証するため、この協定書を 2 通作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自がその 1 通を保有する。

年 月 日

甲 住所

氏名 神奈川県住宅営繕事務所長（氏名）（印）

乙 住所

氏名 (印)

(第1号様式)

## 旧住宅又は仮住居の明渡し及び建替住宅への入居に関する協定書

県営住宅建替事業の施行にあたり、神奈川県住宅営繕事務所長（氏名）（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、現在乙が入居している県営住宅（以下「旧住宅」という。）の明渡しと建替事業により新たに整備された新住宅への入居につき、次のとおり合意に達したためここに協定書を締結する。

(旧住宅明渡しの承諾)

第1条 乙は、旧住宅を明渡し、甲の実施する県営住宅建替事業に協力する。

(明渡しの対象)

第2条 この協定による明渡しの対象となる県営住宅は、次のとおりとする。

- (1) 住宅の名称
- (2) 住宅の番号
- (3) 住宅の所在地

(明渡し)

第3条 乙は、その責任において、旧住宅に存する一切の家財その他の動産並びに住宅に添加した工作物及び庭石、竹木その他の物件を除却し、年 月 日までに甲に旧住宅を明け渡す。

2 乙は、前項の明渡しが完了したときは、遅滞なく甲に「旧（事業用）住宅の明渡しの完了及び残存物件権利放棄（留保）届」（第15号様式）を提出する。

(明渡しの確認及び残存物件の処理)

第4条 前条第2項の届け出があったときは、甲は、乙又は乙の代理人が立会いの上その事実を確認し、残存物件があった場合はその処理を乙に請求できる。

ただし、残存物件につき乙がその権利を留保した場合でも、乙が前段にいう請求を受けてから30日以内に、任意に処理しない場合は、甲はいつでもこれを処分できる。

2 前項の場合において、第三者から不服、異議、その他の申立てがあった場合は、乙の一切の責任と負担において措置する。

(新住宅への入居)

第5条 乙が旧住宅を明渡した後、甲は次の新住宅への乙の入居を 年 月 日から承認する。

- (1) 住宅の名称
- (2) 住宅の番号
- (3) 住宅の所在地

(移転の補償)

第6条 甲は、新住宅への移転に伴う移転補償料として金 円を乙に支払う。

2 甲は、前項の補償金を、乙から請求書（第14号様式）を受理した日から30日以内に神奈川県指定金融機関株式会社横浜銀行県庁支店において乙に支払う。

3 前項の支払いは原則として、前金払いとする。

(新住宅家賃の減額)

第7条 新住宅の家賃が旧住宅の最終の家賃を超えるときは、第5条に定めた日付（以下「起算日」という。）から5年の間は、次の算定方法により得られた額を新住宅家賃とする。ただし、減額する額に100円未満の端数があるとき又はその額が100円未満のときはこれを100円に切り上げる。

- |                       |                            |
|-----------------------|----------------------------|
| (1) 起算日から1年間          | 新住宅家賃－5/6 (新住宅家賃－旧住宅の最終家賃) |
| (2) 起算日から1年を超え2年までの期間 | 新住宅家賃－4/6 (新住宅家賃－旧住宅の最終家賃) |
| (3) 起算日から2年を超え3年までの期間 | 新住宅家賃－3/6 (新住宅家賃－旧住宅の最終家賃) |
| (4) 起算日から3年を超え4年までの期間 | 新住宅家賃－2/6 (新住宅家賃－旧住宅の最終家賃) |
| (5) 起算日から4年を超え5年までの期間 | 新住宅家賃－1/6 (新住宅家賃－旧住宅の最終家賃) |

(信義則)

第8条 甲乙両者は、信義に従い誠実にこの協定に定める事項を履行する。

(疑義の決定)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して定める。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自がその1通を保有する。

年 月 日

甲 住所

氏名 神奈川県住宅営繕事務所長 (氏名) (印)

乙 住所

氏名 (印)